

事 務 連 絡
令和2年11月30日

県内各病院 御中

石川県健康福祉部医療対策課

電話医療通訳サービス（厚生労働省）の期間延長等のお知らせ

日頃より、本県の保健医療行政の推進につき、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省医政局総務課から連絡がありましたのでお知らせいたします。下記県ホームページにも掲載しておりますので、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

なお、現時点で対象外である病院様におかれましても、今後、対象機関の拡充や役割の指定状況により対象となる場合がありますので参考にご案内させていただきます。

記

石川県健康福祉部医療対策課ホームページ>医療機関への各種お知らせ
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/iryuu/tsuchi/iryuuikikan_oshirase.html

- ・帰国者・接触者外来を設置している医療機関等が対象
- ・期間延長（当初は2020年11月28日までの予定であったが、当面の間実施されることとなった。）
- ・対応言語は、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語。12月7日からベトナム語、フランス語が追加

(事務担当)
医療対策課医療指導グループ
TEL 076-225-1433